

基準2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1- : 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

現在、本校の学科は、「高知工業高等専門学校学則」（以下「学則」という。）第3章第8条に定められている通り、機械工学科、電気工学科、物質工学科、および建設システム工学科の4学科より構成されている（資料2-1- - 1, 2）。なお、このうち物質工学科は平成7年4月に工業化学科より、また建設システム工学科は平成8年4月に土木工学科より、それぞれ改組されたものである。

（資料2-1- - 1）

「高知工業高等専門学校学則 第3章第8条」

第8条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機 械 工 学 科	1	40 人
電 気 工 学 科	1	40 人
物 質 工 学 科	1	40 人
建設システム工学科	1	40 人

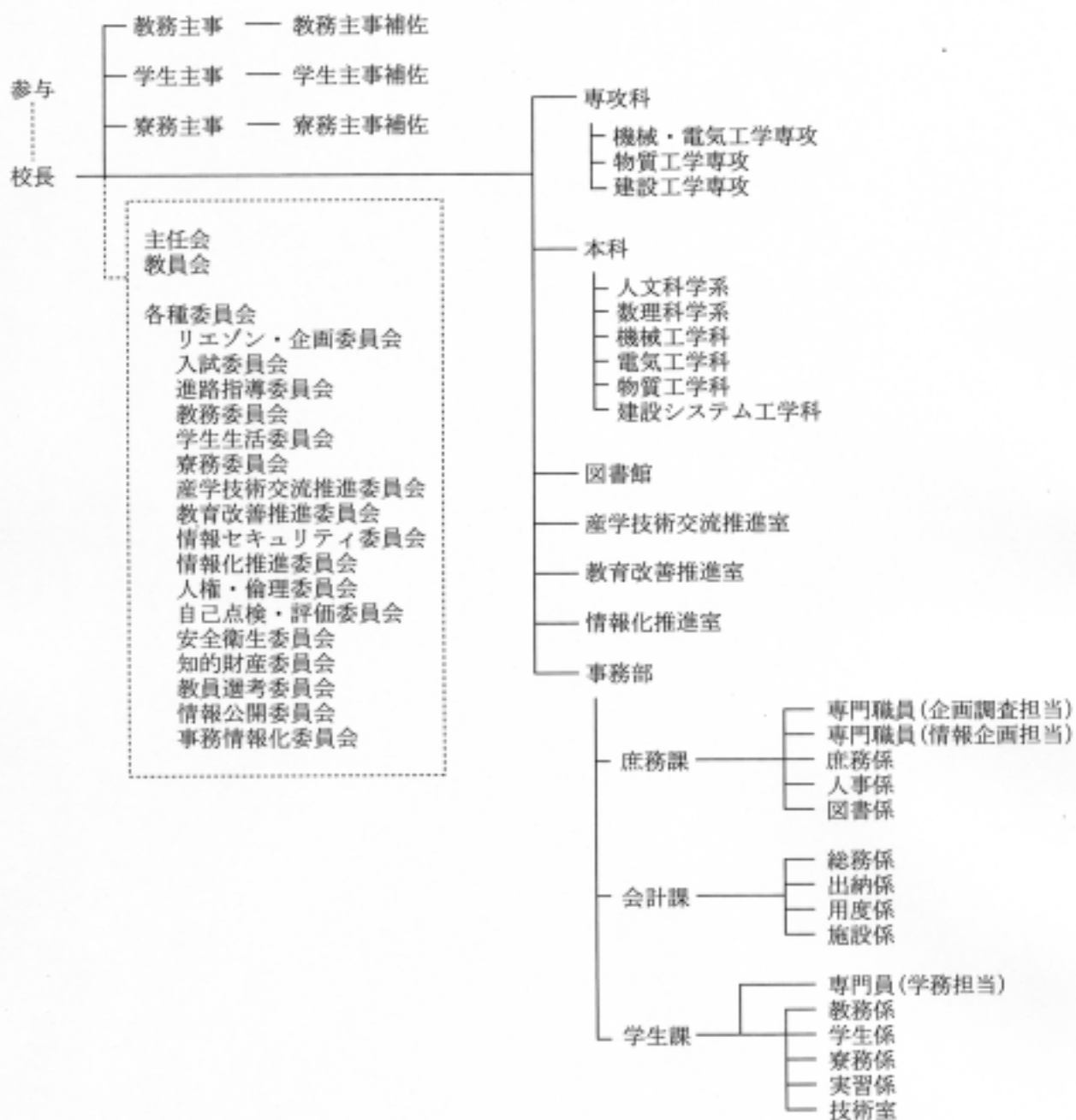
（出典 「高知工業高等専門学校学則」）

（分析結果とその根拠理由） 本校の学科構成は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」（「学則」第1章第1条）という本校の目的を達成する上で適切なものであるといっている。なぜなら、本校本科には人文科学系ならびに数理科学系が置かれて、広く学芸の教授が行われており、その基礎の上に上記4学科において、専門の学芸の教授と職業能力の育成が図られているからである。また、新素材やバイオテクノロジー、あるいは環境問題、エネルギー資源問題、食糧問題等、より広い分野に対応するために、従来の工業化学科が物質工学科に改組されたこと、広い視野に立って社会システムにおける土木工学の役割が理解できるように、従来の土木工学科が建設システム工学科に改組されたことは、現代社会の要請に即応するかたちで職業能力の育成を図ろうとするものである。

(資料 2 - 1 - - 2)

「高知工業高等専門学校組織図」

組 織 図



(出典 「高知工業高等専門学校平成16年度概要」)

観点 2 - 1 - : 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況) 本校には専攻科が設置されており、現在のところ本校専攻科は、「学則」第 1 章第 4 8 条に定められている通り、機械・電気工学専攻、物質工学専攻、および建設工学専攻の 3 専攻より構成されている(資料 2 - 1 - - 1, 2)。

(資料 2 - 1 - - 1)

「高知工業高等専門学校学則 第 1 1 章第 4 8 条」

第 4 8 条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
機械・電気工学専攻	8 人
物 質 工 学 専 攻	4 人
建 設 工 学 専 攻	4 人

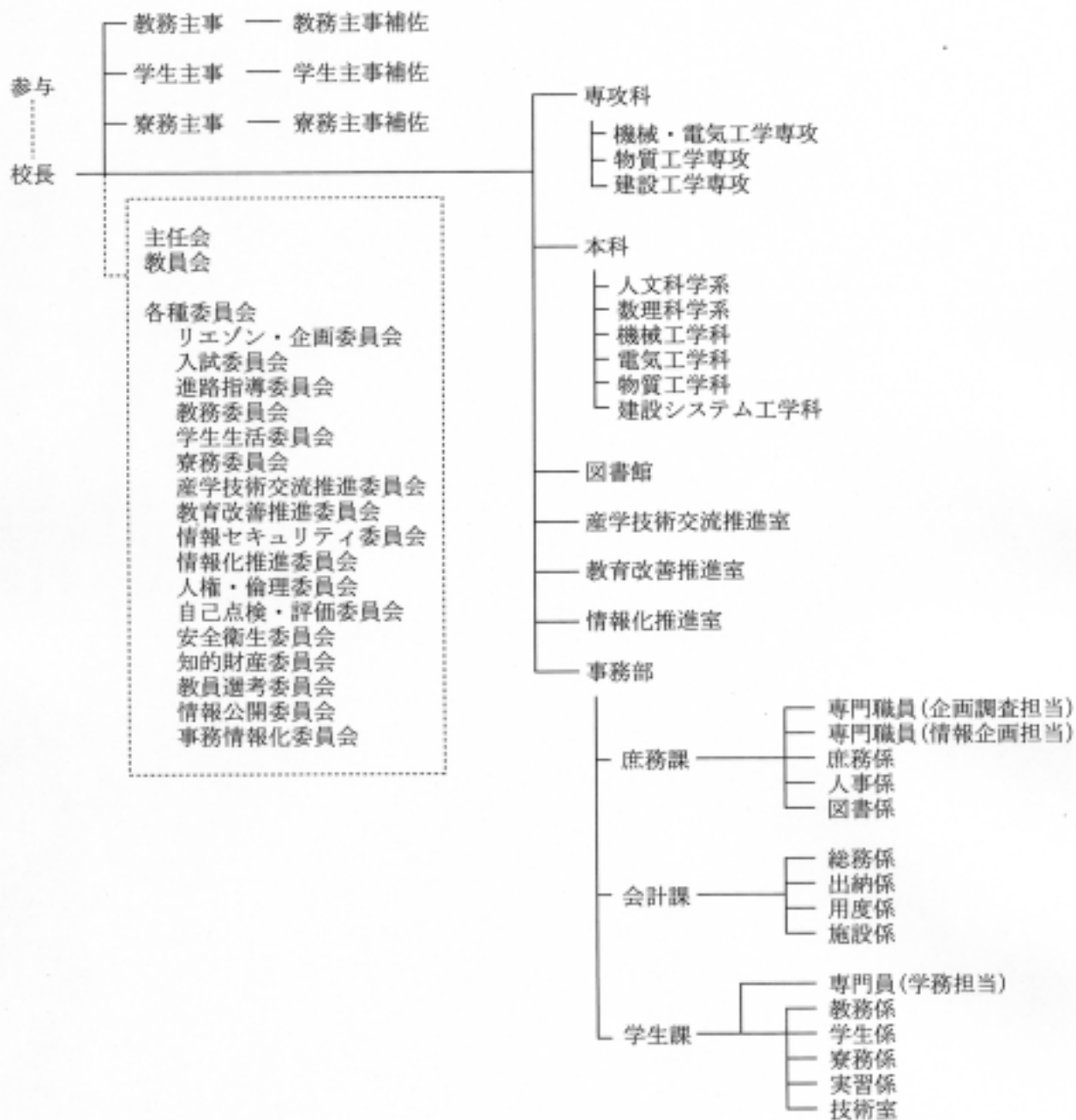
(出典 「高知工業高等専門学校学則」)

(分析結果とその根拠理由) 本校専攻科の構成は、上述の本校の目的(「学則」第 1 章第 1 条)、ならびに「高等専門学校における教育の基礎の上に、更に精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」(「学則」第 1 1 章第 4 7 条)という本校専攻科の目的を達成する上で適切なものであると見てよい。なぜなら、精深な程度における教育および研究指導を実現すべく、少人数教育が実践されうるかたちになっているからである。

(資料 2 - 1 - - 2)

「高知工業高等専門学校組織図」

組 織 図



(出典 「高知工業高等専門学校平成 1 6 年度概要」)

観点2-1- : 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況) 本校には全学的な組織として、(1)産学技術交流推進室、(2)情報化推進室、(3)教育改善推進室が設置されている。

(1)産学技術交流推進室

当推進室は、「高知工業高等専門学校産学技術交流推進室規則」に定められている通り、独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者との共同研究ならびに本校各学科等間との共同研究を推進することにより、本校の教育・研究の進展を図るとともに、地域社会における科学・技術教育の振興、研究成果の公表等を積極的に推進することを目的として設置されており、室長、副室長および庶務課長によって構成されている(資料2-1--1)。当推進室には、専門の事項について検討するために、上記の構成員のほか各学科等代表教員各1人からなる「産学技術交流推進委員会」が置かれており、当委員会は、「高知工業高等専門学校産学技術交流推進委員会規則」に示されている通り、機構以外の者との共同研究に関する事、機構以外の技術者に対する技術教育に関する事、機構以外の者に対する学術情報の提供に関する事、校内及び他大学等との共同研究及び連携に関する事、地域社会に対する学術情報の提供に関する事、および学術研究誌発行に関する事等を審議している(資料2-1--2)。

(資料2-1--1)

「産学技術交流推進室の概要」

(目的)

第2条 推進室は、独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者との共同研究並びに本校各学科等間との共同研究を推進することにより、本校の教育・研究の進展を図るとともに、地域社会における科学・技術教育の振興、研究成果の公表等を積極的に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次の室員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 庶務課長

(出典 「高知工業高等専門学校産学技術交流推進室規則」)

(資料2-1--2)

「産学技術交流推進委員会の組織と業務」

(目的)

第2条 委員会は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。))以外の者との共同研究並びに本校各学科等間との共同研究、技術相談、技術教育等並びに本校教員の研究成果公表等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 機構以外の者との共同研究に関する事。
- (2) 機構以外の技術者に対する技術教育に関する事。
- (3) 機構以外の者に対する学術情報の提供に関する事。
- (4) 校内及び他大学等との共同研究及び連携に関する事。
- (5) 地域社会に対する学術情報の提供に関する事。
- (6) 学術研究誌発行に関する事。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 産学技術交流推進室長
- (2) 産学技術交流推進室副室長
- (3) 各学科等代表教員 各1人
- (4) 庶務課長

2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、産学技術交流推進室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(出典 「高知工業高等専門学校産学技術交流推進委員会規則」)

(2) 情報化推進室

当推進室は、「高知工業高等専門学校情報化推進室規則」に定められている通り、情報処理センター室等の管理運営を行うとともに、本校の教育、研究および事務に関する情報化の推進ならびに情報通信の促進等を積極的に推進することを目的として設置されており、室長、副室長および庶務課長によって構成されている(資料2-1-3)。当推進室には、専門の事項について検討するために、上記の構成員のほか各学科等代表教員各1人、情報化推進室長が必要と認める者若干人からなる「情報化推進委員会」が置かれており、当委員会は、「高知工業高等専門学校情報化推進委員会規則」に示されている通り、校内LANの総括的運用及び管理に関する事、パソコン等機器の保守管理に関する事、情報処理システムの導入及び開発に関する事、情報機器等の選定に関する事、情報処理センター室、およびパソコン室の管理運営に関する事等について審議し、当該の実務にあたっている(資料2-1-4)。

(資料2-1-3)

「情報化推進室の概要」

(目的)

第2条 推進室は、情報処理センター室等の管理運営を行うとともに本校の教育、研究及び事務に関する情報化の推進並びに情報通信の促進等を積極的に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次の室員で組織する。

- (1) 室長

- (2) 副室長
- (3) 庶務課長

(出典 「高知工業高等専門学校情報化推進室規則」)

(資料 2 - 1 - - 4)

「情報化推進委員会の組織と業務」

(目的)

第 2 条 委員会は、本校共有の LAN、パソコン等の保守、管理、運営及び情報処理システムの導入、開発並びに情報処理センター室、パソコン室の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議並びに実務にあたるものとする。

- (1) 校内 LAN の総括的運用及び管理に関すること。
- (2) パソコン等機器の保守管理に関すること。
- (3) 情報処理システムの導入及び開発に関すること。
- (4) 情報機器等の選定に関すること。
- (5) 情報処理センター室、パソコン室の管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 情報化推進室長
- (2) 情報化推進室副室長
- (3) 各学科等代表教員 各 1 人
- (4) 情報化推進室長が必要と認める者 若干人
- (5) 庶務課長

2 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、情報化推進室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(出典 「高知工業高等専門学校情報化推進委員会規則」)

(3) 教育改善推進室

当推進室は、「高知工業高等専門学校教育改善推進室規則」に定められている通り、本校の教育理念および教育目標を達成するために必要な教育方法および教育技術の改善・向上を推進することを目的として設置されており、室長、副室長および学生課長によって構成されている(資料 2 - 1 - - 5)。当推進室には、専門の事項を検討するために、上記の構成員のほか各学科等代表教員各 1 人からなる

「教育改善推進委員会」が置かれており、当委員会は、「高知工業高等専門学校教育改善推進委員会規則」に示されている通り、教育方法の改善に関する事、教育技術の向上に関する事、および教育貢献評価に関する事等を審議している（資料2-1- - 6）。

（資料2-1- - 5）

「教育改善推進室の概要」

（目的）

第2条 推進室は、本校の教育理念及び教育目標を達成するために必要な教育方法及び教育技術の改善・向上を推進することを目的とする。

（組織）

第3条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- （1）室長
- （2）副室長
- （3）学生課長

（出典 「高知工業高等専門学校教育改善推進室規則」）

（資料2-1- - 6）

「教育改善推進委員会の組織と業務」

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）教育方法の改善に関する事。
- （2）教育技術の向上に関する事。
- （3）教育貢献評価に関する事。
- （4）その他教育改善の推進に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教育改善推進室長
- （2）教育改善推進室副室長
- （3）各学科等代表教員 各1名
- （4）学生課長

2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、教育改善推進室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（出典 「高知工業高等専門学校教育改善推進委員会規則」）

（分析結果とその根拠理由）

（1）産学技術交流推進室

当組織は、いわゆる産業界と本校との共同研究等を推進することによって、本校の教育・研究の進

展を図り、地域社会における科学・技術教育の振興、研究成果の公表等を積極的に進めており、その点で、上述の本校の目的（「学則」第1章第1条）に資するものであるとよい。

（2）情報化推進室

当組織は、情報処理センター室等の管理運営を行い、本校の教育や研究に関する情報化の推進、情報通信の促進等を積極的に進めており、その点で、上述の本校の目的（「学則」第1章第1条）に資するものであるとよい。

（3）教育改善推進室

当組織は、本校の教育理念および教育目標を達成するために必要な教育方法および教育技術の改善・向上を推進すべく、例えば教員研修会等を実施するなどして本校の教育改善に努めており、その点でまさに、上述の本校の目的（「学則」第1章第1条）を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2 - 2 - : 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

（観点に係る状況） 本校には、教育課程全体を企画調整し、教育課程を有効に展開するための組織として、教務委員会が置かれている。当委員会は、「高知工業高等専門学校教務委員会規則」（以下「規則」という。）第3条に定められている通り、教育課程の編成及び実施に関する事、学業の履修及び成績に関する事、指導要録に関する事、入学・転科・休学・退学・転学・留学及び卒業に関する事、校外実習及び見学旅行に関する事、学校行事を総括調整すること等、教育を円滑に遂行するために必要な事項を審議している（資料 2 - 2 - - 1）。当委員会において審議された重要事項としては、例えば、「副担任制導入による教育効果」、「選択科目の必修科目への変更」、「授業評価アンケート」、「成績評価法」、「90分授業の実施」等が挙げられる（資料 2 - 2 - - 2）。また、教育課程全体を長期的な視点から企画するために、教務委員会のもとに適宜カリキュラム検討委員会が置かれて、当該事項に関して検討が行われることになっている。

（資料 2 - 2 - - 1）

「教務委員会の概要」

（目的）

第2条 委員会は、本校における教育を円滑に遂行するために必要な事項を審議し、各学科等間の連絡調整を図るとともに問題の処理にあたる。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- （1）教育課程の編成及び実施に関する事。
- （2）学業の履修及び成績に関する事。
- （3）指導要録に関する事。
- （4）入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業に関する事。
- （5）校外実習及び見学旅行に関する事。
- （6）学校行事を総括調整すること。

(7) その他教務に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補佐
- (3) 専攻科長
- (4) 各学科等代表教員 各1人
- (5) 学生課長

2 前項第4号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(出典 「高知工業高等専門学校教務委員会規則」)

(資料2 - 2 - - 2)

「教務委員会議事録(例)」

平成17年1月26日

平成16年度 第17回教務委員会議題書

【報告事項】

1. 来年度シラバスについて(別紙)

授業の計画・方法と成績評価の方法・基準における変更留意し、
2月18日(金)までに提出

2. 実用英検、工業英検、その他単位認定手続き

→ 各学科または英語科担当の単位認定申請者について、
必要事項を記載の上、文書またはメールで主事室に連絡願う。

3. 校外授業(企業見学)について

- ・電気工学科2年生 39名
2月2日(水) 9:40~12:30 セイレイ工業(株)土佐山田工場
- ・電気工学科3年生 44名
2月24日(木) 9:40~12:30 ニッポン高度紙工業(株)春野工場
- ・電気工学科4年生 35名
2月25日(金) 13:20~16:10 四国電力新改発電所
- ・物質工学科3年生 41名
2月23日(水) 13:20~16:10 高知市高須浄化センター

4. 特別研究発表会・インターンシップ体験報告会

2月5日(土) 公開発表会として

5. 再試験

再試験受験願いの提出締切1月31日(専攻科)

6. 授業評価について(専攻科)

1 / 2 6 (水) ~ 1 / 2 8 (金) に行うこと

7. [技術者倫理] 特別講義 2月18日(金) 1 - 2時限(専攻科)

谷先生, 菅先生の退職に伴う特別講座の参加よびかけ

8. その他

- ・ 17年度中国四国地区高等専門学校専攻科生交流会実施
開催場所: 松江高専 平成17年4月22日(金) ~ 23日(土)
参加申し込み 2月7日 ~ 2月18日 各科より引率教員を1名ずつ選抜
お願いしたい
- ・ 証明書交付願受付窓口の一元化について
学生課教務係りにおいてのみ受付, 本校教員による代理申請を廃止する。

【審議事項】

1. 退学願い



以上2名承認

2. 来年度新1年生の春休みの課題について

合格者登校日に数学・英語課題学習購入させ, 春休み中の学習向上を図る→承認

3. 来年度行事予定 継続

- ・ 前期科目再試験日 1月6日(金) →承認
- ・ 専攻科特別研究中間発表会 3月10日(金) →3月13日(月)への変更案→承認

4. 電気工学科のカリキュラムについて(別紙)

機械工学科のカリキュラムについて

卒業研究を6単位から8単位に増やしたい。

電気工学科は学年間の単位が変わるため再度改訂版を提出する。

機械工学科は承認

5. 教務内規変更について(別紙)

学年末成績を100点法に変更したことに伴い内規を変更→承認

6. 90分授業の実施について(別紙)

→承認

7. 試験日の変更

[技術者倫理] 受講生が1・2年生のため2月25日(金) 1 - 2時限

2年生の修了試験期間中に1年生も試験 →承認

以上

(出典 「平成16年度教務委員会議事録」)

(分析結果とその根拠理由) 本校教務委員会は, 教育課程全体を企画調整し, 教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として, 教育活動に関する重要事項を審議するなど必要な活動を行っている。本校教務委員会は, 「規則」に示されているように, 当観点において要求されている検討・運営体制に相当しており, また, 当委員会の議事録で確認されうるように, 教育活動等に関する重要事項を審議しているからである。

観点2-2- : 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。
(観点に係る状況)

一般科目担当教員と専門科目担当教員との連携は、とりわけ「数学」と「応用数学」との間、および「物理」と「応用物理」との間で行われている(資料2-2- - 1, 2, 3)。当該教員間では随時会合がもたれ、授業内容等に関して審議が行われている(資料2-2- - 4, 5)。

他の科目についても、同様に、教員間の連携が行われている。

(資料2-2- - 1) 「『数学』・『応用数学』担当教員間の連携(シラバス)」

科目番号	1335-05
科目区分	一般科目・必修
授業科目	微積分Ⅱ (Calculus II)
授業の形式	講義
単位	3
開設学科	全学科
対象学生	3年生
開設期	通年
週時限数	3
担当教員	白木久雄 [REDACTED] 堀住祐 [REDACTED] 谷澤俊弘 [REDACTED]
オフィスアワー	放課後(事前に予約することが望ましい)
研究室の場所	教室棟2階(白木)、一般科目棟3階(堀)、専攻科棟1階(谷澤)
キーワード	第2次導関数と曲線の凹凸、平均値の定理、テイラーの定理、偏微分、重積分
JABEEとの関連	物質工学プログラムの学習・教育目標(B)、JABEE基準1(I)(c) 建設工学プログラムの学習・教育目標(B)、JABEE基準1(I)(c)

【授業の目標等】

まず、第2次導関数とその応用を学び、以後の学習のための理論的基礎固めとして「平均値の定理」を導き、「テイラーの定理」とその応用を学ぶ。いろいろな関数の不定積分の計算に習熟し、その後、積分と微分の関係をつまやかにすることを目標とする。次に、2変数の微積分法の運用に必要な基礎事項を1変数関数の場合の自然な拡張としてとらえられるようになることを目標とする。

【授業の計画・方法等 ※[]内の数字は何週目の授業であるかの目安】

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 第2次導関数と曲線の凹凸 [1] | 12. 2変数関数 [16] |
| 2. 逆関数の導関数 [2] | 13. 偏導関数 [17] |
| 3. 曲線の媒介変数方程式 [3] | 14. 合成関数の偏導関数 [18] |
| 4. 極座標と曲線 [4] | 15. 2変数関数の平均値の定理 [19,20] |
| 5. 平均値の定理 [5,6] | 16. 2変数関数の極大・極小 [21,22] |
| 6. 不定形の極限値 [7] | 17. 陰関数定理 [24,25] |
| 7. テイラーの定理 [9,10] | 18. 条件付き極大・極小 [26] |
| 8. マクローランの定理 [11] | 19. 重積分の定義・性質 [27] |
| 9. いろいろな不定積分 [12,13] | 20. 積分順序の変更 [28] |
| 10. 定積分の定義・性質 [14] | 21. 重積分の応用 [29] |
| 11. 定積分の応用 [15] | 22. 極座標による重積分 [30] |

試験：前期中間 [8]、前期末、後期中間 [23]、学年末

【到達目標】

1. 主な関数の導関数が計算でき、その応用として関数のグラフの概形をえがくことができる。
2. 主な関数の不定積分や定積分の計算ができる。
3. 主な2変数関数の偏微分の計算ができ、その応用として2変数関数の極値の問題を解くことができる。
4. 重積分の計算。特に積分順序の変更ができる。
5. 重積分の計算の応用として、簡単な立体の体積を求めることができる。

【成績評価の方法・基準】

各期の評価は学年始めからの総合評価とする。定期試験の成績による評価を60%とし、課題、小テスト・復習試験(主として1・2年次で履修した「基礎数学A・B」、「微積分Ⅰ」、「線形代数」から出題)の成績及び授業態度等による評価を40%として総合的に行う。

【教科書・教材・参考書等】

教科書：田代高宏・羅波克爾「新編 高専の数学3(第2版)」(森北出版)
参考書：田代高宏「新編 高専の数学3 問題集(第2版)」(森北出版)

【履修上の注意】

受講に当たっては、1・2年次に履修した数学、特に微積分Ⅰの内容に十分習熟していることを前提とする。

【備考】

【成績評価の方法・基準】に記述してある「復習試験」は、「微積分Ⅱ」へのスムーズな移行を図るため、来年1月に行われる「四国地区高専 数学共通実力試験」の受験対策の一環として実施します。なお、「復習試験」と「四国地区高専 数学共通実力試験」の成績は、来年度後期開講予定科目「数学概論A・B」のコース分けの際の参考資料とします。

(出典 「平成17年度シラバス」)

(資料2 - 2 - - 2) 『物理』・『応用物理』担当教員間の連携(シラバス)

科目番号	2303-05
科目区分	専門基礎科目・必修
授業科目	応用物理A (Applied Physics A)
授業の形式	実験
単位	1
開設学科	機械工学科
対象学生	3年生
開設期	後学期
週時数	2
担当者	高野 弘 [REDACTED] 長門研吉 [REDACTED], 端 平雄 [REDACTED]
オフィスアワー	昼休み 12:45~13:15, 土曜日 10:00~12:00 (前日までに要予約)
研究室の場所	専攻科棟1階(高野), 専攻科棟3階(長門), 教室棟1階(端)
キーワード	学生実験, 力学実験, 電磁気学実験, 現代物理学実験 他

【授業の目標等】

低学年で履修した物理の学習内容の定着を図ると共に、各専門学科に共通の基礎科目である応用物理B、Cへの橋渡しとして、少人数の学生実験(予習・体験・考察)を通して、物理を応用する能力、計画的に実験を行う能力ならびに問題点を見つけ解決する態度の育成を図ります。

【授業の計画・方法等 ※[] 内の数字は何週目の授業であるかの目安】

1. 物理学実験法[1-2]: 実験を始めるにあたり、実験データ整理法、表計算ソフトやパソコン計測システムの使用法等について学びます。
2. 学生実験[3-15]: 2~3人の班(2週毎に編成替え)で毎週ローテーションして実験に取り組みます。実験テーマは物理と応用物理の橋渡しという観点から物理学全般から選んでいます。

A. 粒体分離現象の観察(摩擦)	B. 重力加速度の測定(単振動, 誤差評価)
C. ヤング率の測定(力, 弾性体)	D. フラクタル(複雑系, 形の物理)
E. 超音波による波動の実験(音, 波の性質, 結晶構造, 弾性体)	
F. マイクロ波による波動の実験(波の性質, 結晶構造, 電磁波)	
G. 等電位線描画実験(電位, 静電界)	H. 磁気測定(電流と磁界, 磁性体)
I. LC回路実験Ⅰ(電気容量, 電気回路), Ⅱ(電磁誘導, 共振, 強制振動)	
J. 弦の振動の実験(波の性質, 強制振動)	K. 電磁力測定(電流と磁界, ローレンツ力)
L. 光速の測定(光波の性質)	M. ミリカンの実験(電子, 電荷)
N. フランク・ヘルツの実験(電子のエネルギー準位, 原子の構造, 量子論)	
O. プランク定数の測定(波動と粒子の二重性, 量子論)	

 予習を重視した指導を行い、複数の教員で指導・質疑に対応します。実験報告書は時間内に作成して、終了時に評価アンケートと共に提出して頂きます。

【到達目標】

物理1(1年), 物理2(2年)で学習した内容を基礎に、与えられた実験テーマに積極的に取り組み、予習(計画), 計測・解析(製作・作成), 報告書作成までの作業を仲間と協力して行うこと、また、物理の基礎知識を応用する体験、計画的に実験を遂行する体験を積むこと、問題点を見つけ解決する態度を身につけることです。

【成績評価の方法・基準】

実験態度40%, 報告書の内容60%(予習課題20%を含む)の割合で、実験テーマ毎に10点満点で評価します。実験を欠席した場合、評価は零点となります。実験態度等に問題がある場合には指導の後、減点することがあります。

【教科書・教材・参考書等】

教科書: 物理学実験指導書(自作テキスト: 実験テーマ別に事前に配付します), 物理の教科書

【履修上の注意】

物理1(1年), 物理2(2年)の学習内容をよく理解していることが大切です。次回の実験テーマに関連した項目は物理の教科書で確認(復習)して、受講してください。また、テーマによっては、基礎数学A, B(1年), 微積分Ⅰ(2年), 線形代数(2年)で学習した計算方法も使います。

【備考】

(出典 「平成17年度シラバス」)

(資料2 - 2 - - 3) 「一般科目・専門科目担当教員間の連携(授業時間表)」

平成17年度前期
教官別時間割

科目	月								火								水								木								時間
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	
一般科	[Detailed grid showing teacher assignments for General Subjects]																																
人文科学系	[Detailed grid showing teacher assignments for Humanities and Social Sciences]																																
工学系	[Detailed grid showing teacher assignments for Engineering]																																
電気工学科	[Detailed grid showing teacher assignments for Electrical Engineering]																																
物質工学科	[Detailed grid showing teacher assignments for Materials Engineering]																																
建設システム工学科	[Detailed grid showing teacher assignments for Construction Systems Engineering]																																
金 属 等	[Summary row for metal-related subjects]																																

(出典 「平成17年度前期教官別時間割」)

(資料2 - 2 - - 4) 『『数学』・『応用数学』担当教員会議の議事録(例)』

一般科 数理科学系教室会議 議事録		No.
年月日: 平成 15 年 4 月 28 日 15 (日) 曜日 16 時 45 分 ~ 17 時 40 分	司会者: 端	記録者: 白木
欠席者など		
議事: [審議]		
1. 応数Aのコース分けについて ・ 数学特論を関数論にははどうか? 2. 大学編入模擬試験(4月28日実施) 3. 杉山先生からの応数Cに関する依頼 4. 教育改善プロジェクト(数学)について		
[報告]		
1. 15年度数学科役割分担の確認 2. 高知大学理学部研究紀要の送付 3. 高専数学の活用事例集の送付 4. その他		
次回 5月12日(月)予定		

(出典 「数理科学系教室会議議事録」)

(資料2 - 2 - - 5)

『物理』・『応用物理』担当教員会議の議事録(例)」

平成16年度 第6回物理・応用物理担当教員会議 議事録

平成17年2月18日(金)17:00～ 高野研究室

出席:端,高野,長門

1. 四国共通試験の成績について

端教員より本校受験学生の成績の分析結果が報告された。

2. 四国共通試験結果の一般公開用資料について

長門教員より高松高専担当者から送られてきた資料の説明があり,一般公開および工学教育協会での発表について了承した。

3. 2年生の物理2の課題について

端教員より,2年生に対して物理2の春休みの課題を課し,3年生の最初の物理3の授業で確認のテストを行うことが提案され,了承された。

4. 応用物理Aの出席状況について

欠席の多い学生についての確認を行った。

以上

(出典 「平成16年度物理・応用物理担当教員会議議事録」)

(分析結果とその根拠理由) 一般科目担当教員と専門科目担当教員との連携は,本校において基幹となる数学分野および物理学分野において,概ね機能的に行われているとよい。当該の連携は,シラバスや授業時間表で確認されうるし,その活動は議事録に示されている通りである。

観点2 - 2 - : 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点に係る状況)

本校における教育活動の支援体制として,学科主任および専攻科主任,学級担任,学年主任は,「高知工業高等専門学校内部組織規則」に定められている通りに整備されている(資料2 - 2 - - 1)。学科主任および専攻科主任は,それぞれ当該学科ないし当該専攻の運営にあたって所属各教員の教育活動を支援しており,また各学年に置かれた学年主任は,当該学年の教育活動の支援にあたっている。なお,本校では,学級担任を支援する体制として副担任制をとっており,とくに本科第5学年の副担任は学生に対する進路指導を支援することになっている(資料2 - 2 - - 2,3)。また,各学科においては定期的に教室会議が開かれており,これは所属各教員の教育活動を学科全体として支援する体制である(資料2 - 2 - - 4)。さらに,学生生活に関する事項を審議する学生生活委員会は,年度当初に「学生生活関係留意事項」および「課外活動指導のしおり」というパンフレットを全教員に配付するなどして,教員の教育活動支援にも尽力している(資料2 - 2 - - 5,6)。とくに教育活動を支援する事務組織として本校には,「高知工業高等専門学校事務組織規則」に定められている通り,学生課が設置されている(資料2 - 2 - - 7)。当学生課には,専門員(学務担当),教務係,学生係,寮務係及び実習係が置かれており,それぞれの役割分担は,「高知工業高等専門学校事務分掌細則」に定められている通りである(資料2 - 2 - - 8)。なお,本

校では、専攻科生もまた本科5年生の卒業研究に対する指導にあたることになっており、こうしたかたちで教員の教育活動の支援も行われている。

(資料2 - 2 - - 1)

「学級担任制等」

(主任)

第4条 本校の学科等に主任を置く。

- 2 主任は、当該学科等に所属する教員の中から校長が命ずる。
- 3 主任は、当該学科等の運営にあたる。
- 4 主任の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条の2 本校の専攻科に主任を置く。

- 2 主任は、当該学科等に所属する教員の中から校長が命ずる。
- 3 主任は、当該専攻科の運営にあたる。
- 4 主任の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(中略)

(学級担任)

第7条 本校の各学級に、学級担任を置く。

- 2 学級担任は、本校教官の中から校長が命ずる。
- 3 学級担任は、当該学級の運営にあたる。
- 4 学級担任の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、学級担任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年主任)

第8条 本校の各学年に、学年主任を置く。

- 2 学年主任は、当該学年の学級担任の中から校長が命ずる。
- 3 学年主任は、当該学年の行事等の教育活動及び学生指導等の連絡調整にあたる。
- 4 学年主任の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、学年主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(出典 「高知工業高等専門学校内部組織規則」)

(資料2 - 2 - - 2) 「副担任制」

平成17年度校務分掌

2006/4/1現在

専攻科

専攻科長 (副校長)	前田 公夫	副専攻科長 (校長補佐・専攻科全課程担当)	杉山 和久
---------------	-------	--------------------------	-------

専攻主任

機械・電気工学専攻	物質工学専攻	建設工学専攻
林 繁八	岡林 南洋	勇 秀憲
(副主任) 藤原憲一朗		

主事室

教 務	主 事 (副校長)	前田 公夫	主事補佐	(専攻科担当) 西村淑子 尾崎慎一 竹島敬志 岡林宜二郎
学 生	主 事 (校長補佐)	高野 弘	主事補佐	竹内正昭 吉田正伸 中島慶治 竹内光生
寮 務	主 事 (校長補佐)	澤本 肇一	主事補佐	北村一弘 三嶋美史 海田医師

学科・系主任

人文科学系	数理学系	機械工学科	電気工学科	物質工学科	建設システム工学科
北川 真人	後藤 孝	林 繁八	藤原憲一郎	岡林 南洋	勇 秀憲

室長・館長等

産学技術交流推進室長	柏原 悦博	教育改善推進室長	島内 功男	情報化推進室長	今井 一雅
産学技術交流推進副室長	永橋 優純 戸部 麗彦	教育改善推進副室長	芝 治也	情報化推進副室長	谷澤 俊弘

図書館長	大野 三徳
図書館副館長	松内 尚久

学級担任 (○印は学年主任、〔 〕内は1～4学年副担任、5学年進路指導担任)

	1年	2年	3年	4年	5年
機械工学科	雄 平道 (北川・後藤)	善泉寺俊弘 竹内 正昭	赤松 重剛 (藤 健)	吉田 聖一 (藤原 正二)	永橋 優純 (林 繁八)
電気工学科	赤山幸太郎 (北川・後藤)	高木 和久 (芝 治也)	谷澤 俊弘 (山口 巧)	○野村 弘 (今井 一雅)	○益私 昌典 (藤原憲一郎)
物質工学科	○大嶋 秀樹 (北川・後藤)	榎 佳城 (中林 浩俊)	土居 俊男 (藤 健志)	長山 和史 (島内 功光)	堀邊 真夫 (岡林 南洋)
建設システム工学科	白木 久雄 (北川・後藤)	○福島 英倫 (吉川 正昭)	○山崎 利文 岡田 将治	山崎 慎一 (高田 豊博)	横井 克則 (勇 秀憲)

(出典 「平成17年度第1回教員会配付資料」)

(資料2 - 2 - - 3) 「副担任制」

平成17年4月5日

学級担任の心得および業務

I. 学級担任の心得

1. 一人ひとりの学生を大切に育てるよう努める。
2. 日頃から学生とよく接触し、学生の意見に耳を傾け、学生の気持ちを十分理解するよう努める。
3. 教科担当者、クラブ指導教員および主事補佐と絶えず連絡を取り合って、学生の学校生活を十分把握しておく。
4. 副担任と連携をとり、協力して学生の指導に当たる。
5. 家庭と連絡を密にし、出欠状況や家庭での過ごし方など情報交換を十分に行う。
6. 長期休暇など、休暇中の学生の動向を把握し、緊急時に連絡がとれるよう体制を整えておく。
7. 留年生、学業不振者および留学生については、特に個人指導に心がける。

II. 副担任の心得

1. 学級運営の補助者として担任を補佐する。
2. 担任の要請を受けて学生指導の良き協力者となる。
3. 担任不在の時は、担任代行として学生の指導に当たる。

III. 学級担任の日常業務

担任の仕事には、平素の学生の生活面や学習面の指導の他に、HR教室の美化、特別活動の企画・実施、学期始めや学年末および定期試験前後の業務などがある。

以下、教務、学生および寮務関係に分けて詳述する。

A. 教務関係

1. 平素から、学生の悩みごと、勉強の仕方など個人的な相談に応じ、個人指導を充実させる。特に、成績不振者および出席不良者については、家庭との連絡を密にし、学校と家庭の両方で互いに協力し合って十分な指導を行う。
指導の難しい学生は、副担任と協力し、学年会で話し合うなどして適切な指導に当たる。学年団で指導が困難な場合は人権倫理委員会や担当主事の協力を求める。
2. 成績不振、専門科目への不応答、不規則な生活習慣、問題行動など、いろいろな理由から進路変更を考える学生が増えている。成績や生活態度などで問題となる学生がいたら、学年会で対応を検討したり、保護者にその旨連絡したりするなどの対応をする。早期発見・早期対応は最善の指導となる。
3. 中途退学を考えている学生には、学科主任や系主任などの先生方とも相談するように勧める。いろいろな先生方と話し合うことでよりよい道が開ける。
学生の一生にとって、高専時代は極めて大切な時期であることを心して学生指導に当たることが重要である。
4. クラスの状況を把握するには学級日誌が有効である。日直者にその日のクラス内での授業・出欠状況、連絡事項及び日直者の感想などを記入させ学級運営に役立てる。

日直者の感想などに対しては担任所見を書く。これを続けていると学生もきちんと

- 1 -

(出典 「平成17年度第1回教員会配付資料」)

(資料2-2-4) 「一般科教室会議議事録(例)」

一般科・教室会議議事録		No 19	
平成25年3月17日(木) 曜 179 時00分~ 時 分	司会者 北川 端	記録者	大野三徳
欠席者など			
議 事			
1. (報告) 教室成績会報告			
① 主任会報告(第20回)(北川主任)			
② 専攻科修了判定			
③ 学則の改訂・寄附金の受入れ			
④ 労働協定(勤労新形態の追加: 半日・100時間) (8:30~17:15)			
⑤ 新組織の設置(JABEE専攻部)			
⑥ 校長・事務部長会議: 高専の協力体制の堅持 (一般科の英語シバスの作成)			
⑦ 教務委員会(赤山委員)			
・定期試験問題、模範解答の保管			
⑧ 学生生活委員会: 学生の引(2年学生) (大島委員)			
⑨ 学務委員会(泰泉委員)			
⑩ 一般科予算の執行現況			
2. 教室成績会報告(修得単位: 1年29、2年: 62単位)			
① 1年: M(泰泉先生): 全員進級(2名は普通高の編入予定)			
E(高木先生): 全員進級			
C(塚先生): 39名進級(1名留年)			
Z(福島先生): 全員進級			
② 2年: M(尾崎先生): 39名進級(2名退学・進路変更)			
E(宮川先生): 全員進級			
C(村瀬先生): 38名進級(1名留年)			
Z(大野): 全員進級			
③ 免除科目: 評点以上の科目6単位以内			
④ 来年度の教室会議の曜日は火曜日になる予定。			

(出典 「一般科教室会議議事録」)

(資料2 - 2 - - 5) 「学生生活関係留意事項」

平成16年4月5日

学生生活関係留意事項

学生主事 高野 弘

学生との接触を通して感じさせられる点は、学習や対人関係の不安や悩みなどを内面に抱えながらもシグナルとして発することなく、表面的な付き合いでは問題の芽を見出せない学生が増加している点です。先生方には、学生との人間的なふれあいやコミュニケーションを通して心を開かせ、学生の直面している問題点を把握するとともに側面から援助の手を差し伸べていただきたいと思います。これらの日常的な指導から、学生に道徳観、責任感や倫理性などの人間性と、忍耐力、意志伝達力、適応力、行動力、協調性などの社会性を身につけさせていただきたいと思います。

(1) 学生との接触を大切に

(a) 学生と共に

学生は、先生との接触を望んでいます。学校行事、学生の参加する行事などがその絶好の機会と思います。

(b) 声をかける

日常の挨拶や、褒めたり叱ったり積極的に声をかけてあげてください。

(c) 学生の模範

現在の学生には言葉だけでは通じないところがありますので、礼儀・作法などについては日常生活の中で具体的に指導してください。

(d) 親身に

学生には親のように温かく接し、目標達成のための努力の大切さを説き、社会的規範に反する行為には厳しく指導してください。

(2) 学生に言い聞かせていただきたいこと

(a) 目標を見出すこと、自分の夢や希望が叶うように努力することの大切さ。

(b) 自分で考え行動するとともに、自分の行動には責任を持つこと。

(c) 人命や人権が大切であることを認識し、自分や他人を思いやる気持ちを持つこと。

(d) 礼儀作法、マナーなどを日常生活の中で身に付けることの大切さ。

(e) 学校は勉学、人間形成の場であり、その場にふさわしい行動、服装および身だしなみが求められること。

(f) 学業、寮生活、クラブ活動やボランティア活動などは、考えの異なる人や社会との接点であり、人格形成では大切な場であること。

(3) 禁止事項

(a) 法律や学校の規則に反すること。

(b) 学生としてふさわしくない行為。

○先生方の注意や話に耳を傾けないこと。

○授業中の私語、居眠り、漫画を読んだり他の教科の内職、携帯電話によるメール送受信など。

○身だしなみ(服装、頭髪、装身具)や飲食しながらの歩行。

○飲酒、喫煙、パチンコなどは、20才になっても校則で禁止。

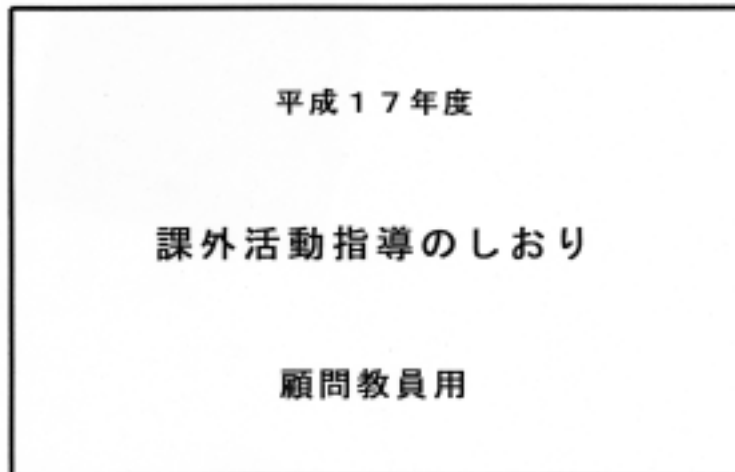
○認められていないバイクの免許取得や、許可以外のバイクや四輪車での通学。

○他人を肉体的、精神的に傷つける行為や言葉。

以上

(出典 「平成17年度第1回教員会配付資料」)

(資料2 - 2 - - 6) 「課外活動指導のしおり」



本冊子は、顧問教員への依頼事項等をまとめたものです。

「課外活動について」、「合宿の手引き」等と合わせて、指導にお役立てください。

なお、「課外活動について」、「合宿の手引き」は年度当初に、クラブリーダーにも配付します。

また、合宿時にも「合宿の手引き」をリーダーに配布します。

本しおりの内容

- [1] 顧問教員への依頼事項
- [2] 課外活動におけるスクールバスの利用について

(出典 「平成17年度課外活動指導のしおり」)

(資料 2 - 2 - - 7)

「学生課の概要」

第 8 条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- (5) 学生の学籍に関する事。
- (6) 学生の実習に関する事。
- (7) 学生課関係の公印の管守に関する事。
- (8) 留学生に関する事。
- (9) 学生の課外教育に関する事。
- (10) 学生及び学生団体の指導監督に関する事。
- (11) 学生に対する奨学金、入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予、経済援助に関する事。
- (12) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (13) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関する事。
- (14) 学生に対する進路指導及び就職斡旋に関する事。
- (15) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (16) 学寮の管理運営に関する事。
- (17) 学生の入退寮に関する事。
- (18) 寮生の指導監督に関する事。
- (19) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務に関する事。
- (20) 所掌に係る情報公開に関する事。
- (21) その他教務、学生指導及び寮務に関する事。

(出典 「高知工業高等専門学校事務組織規則」)

(資料 2 - 2 - - 8)

「学生課の業務」

(学生課)

第 4 条 学生課に専門員、教務係、学生係、寮務係及び実習係を置く。

2 専門員(学務担当)は、次の事務をつかさどる。

- (1) 本校の教育改革に関する企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 学生の募集及び入学者の選抜に係る専門的事項に関する事。
- (3) 学生の修学指導に係る専門的事項に関する事。
- (4) 教育課程の編成及び実施に係る専門的事項に関する事。
- (5) 学生の学籍に係る専門的事項に関する事。
- (6) 専門的見地から課長を補佐すること。
- (7) その他学務に係る事務のうち、重要な企画、調査及び連絡調整に関する事。

3 教務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生課の事務の総括及び連絡調整すること。
- (2) 学生課に属する公印の管守に関する事。
- (3) 学生の定員に関する事。
- (4) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (5) 入学者の選抜に関する事。
- (6) 入学，転科，転校，休学，退学，転学及び卒業に関する事。
- (7) 進級及び卒業の認定に関する事。
- (8) 学業成績及び出欠席に関する事。
- (9) 学生指導要録の記録，整理及び保管に関する事。
- (10) 教科書及び教材に関する事。
- (11) 学生の校外実習及び工場見学に関する事。
- (12) 大学編入学に関する事。
- (13) 学生証に関する事。
- (14) 学生及び卒業生の諸証明（学生係所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 外国人留学生に関する事。
- (16) 研究生，聴講生及び科目等履修生に関する事。
- (17) 学生便覧の編集に関する事。
- (18) 学生課（学寮関係を除く。）の物品供用に関する事。
- (19) 入試委員会，教務委員会等会議に関する事。
- (20) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (21) 所掌事務に係る行政文書の管理及び情報公開に関する事。
- (22) その他学生課の他の係の所掌に属さないこと。

4 学生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の課外活動に関する事。
- (2) 学生の生活指導に関する事。
- (3) 学生の団体，集会及びその他行事に関する事。
- (4) 学生の保健管理に関する事。
- (5) 学生相談に関する事。
- (6) 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予，寄宿料の免除に関する事。
- (7) 奨学金に関する事。
- (8) 学生の表彰並びに懲戒に関する事。
- (9) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (10) 学生の職業指導及び就職斡旋に関する事。
- (11) 日本体育・学校健康センターの事務に関する事。
- (12) 学生の通学証明及び旅客運賃割引証に関する事。
- (13) 学生の諸証明（教務係所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (14) 進路指導委員会，学生生活委員会等会議に関する事。
- (15) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (16) 所掌事務に係る行政文書の管理及び情報公開に関する事。

(17) その他学生指導に関すること。

5 寮務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学寮の管理に関すること。
- (2) 学生の入寮及び退寮に関すること。
- (3) 寮生の保健管理に関すること。
- (4) 寮生の福利厚生に関すること。
- (5) 学寮給食業務の監督に関すること。
- (6) 寮生の諸経費の経理に関すること。
- (7) 寮生の表彰並びに懲戒に関すること。
- (8) 寮生の諸証明に関すること。
- (9) 教員の学寮宿日直に関すること。
- (10) 学寮の物品供用に関すること。
- (11) 寮務委員会等会議に関すること。
- (12) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (13) 所掌事務に係る行政文書の管理及び情報公開に関すること。
- (14) その他寮務に関すること。

6 実習係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 実習工場における学生の実習の準備に関すること。
- (2) 学生の実習及び実技指導に関すること。
- (3) 実習工場の機械器具等の整備並びに保守に関すること。
- (4) 実習用諸材料の準備保管に関すること。
- (5) 所掌事務に係る行政文書の管理及び情報公開に関すること。
- (6) その他実習工場に関すること。

(出典 「高知工業高等専門学校事務分掌細則」)

(分析結果とその根拠理由) 本校において教育活動を円滑に実施するための支援体制は、上述の通り、十全に整備されており、それぞれ十分に機能しているといつてよい。教育活動を支援する組織は、上記の「規則」に定められている通りに設置されており、その活動内容や実績は、資料で確認されうるように、教育活動を支援するのに相応しいものと認められるからである。

(1) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点) 産学技術交流推進室が全学的な組織として設置され、いわゆる学外機関との共同研究を推進することにより、本校の教育・研究の進展を図るとともに、地域社会における科学・技術教育の振興を促進することに努めている点は、優れた点のひとつとして挙げられる。本校は高等専門学校として、学芸の教授と職業能力の育成を教育の目的として掲げているのだが、この目的のもとで、「アドミッション・ポリシー」において示されているように、「地域や世界に活躍できる実践的で研究能力を具えた技術者」の育成を目指しており、こうした目的ならびにポリシーに照らして、上述の産学技術交流推進室の設置はとくに重要であると思われる。また、本校の情報化推進室は、

平成6年度から先駆的にインターネット対外接続しその高速度化を進めてきている。平成14年に整備されたキャンパス無線LANシステムにより学内どこからでもインターネット接続できる全国的にも優れた教育研究環境を提供している。

(改善を要する点) ネットワークについては、特に本科科目と専攻科科目を担当する教員間のより密接な連携が望まれる。

(2) 基準2の自己評価の概要

本校の教育に関わる基本的な組織として、学科は、機械工学科、電気工学科、物質工学科および建設システム工学科の4学科より構成されており、また専攻科は、機械・電気工学専攻、物質工学専攻および建設工学専攻の3専攻より構成されている。こうした基本的な教育組織の構成は、「高知工業高等専門学校学則」第1章第1条に定める本校の目的「教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育基本法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」に照らして、適切なものであるとよい。なぜなら、各学科および各専攻においては、それぞれの専門的教育が実施され、それぞれの分野における職業能力の育成が図られており、しかも本校は、従来の工業化学科を物質工学科に、また土木工学科を建設システム工学科に改組するなどして、現代社会の要請に応じる仕方で、教育組織を構成しているからである。

また本校には全学的な組織として、いわゆる産業界との共同研究等を推進することによって、本校の教育・研究の進展を図り、地域社会における科学・技術教育の振興を促進すること等を目的とする産学技術交流推進室、そして情報処理センター室等の管理運営を行い、本校の教育や研究に関する情報化の推進等を目的とする情報化推進室、ならびに本校の教育理念および教育目標を達成するために必要な教育方法および教育技術の改善・向上を推進すること等を目的とする教育改善推進室が設置されており、これらの組織はいずれもその性格上、上述の本校の目的に照らして、適切なものである。

本校においては教務委員会等、教育課程を企画調整し有効に展開するための組織が設置され、また学級担任制、教室会議や学生課等、教育活動を支援する体制、組織も整えられており、教育活動を展開する上で必要な運営体制が過不足なく適切に整備されているとよい。そして、これらの運営体制は、本校の掲げる目的のもとで十全に機能していると言える。